

○防衛省告示第二百四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和七年九月五日次のとおり決定された。

令和七年九月九日

防衛大臣 中谷 元

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
六〇〇一	北部訓練場	沖縄県国頭郡国頭村	国有	土地…約三四、九四二、〇〇〇平方メートル	
		、東村		トル	
			公有	土地…約二九、〇〇〇平方メートル	

民有

土地…約三五〇、〇〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和七年九月五日から同年十

月三日までの間

六〇〇五

伊江島補助飛行場

沖縄県国頭郡伊江村

国有

土地…約一七六、〇〇〇平方メートル

公有

土地…約一四〇、〇〇〇平方メートル

民有

土地…約二、三七七、〇〇〇平方メートル

ル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和七年九月五日から同年十

月三日までの間

六〇一一

キャンプ・ハンセン

沖縄県国頭郡恩納村

国有

土地…約三八六、〇〇〇平方メートル

、宜野座村、金武町 公有

土地…約二九、二七八、〇〇〇平方メー

トル

民有
土地…約六、四七〇、〇〇〇平方メートル

ル

国有
建物…約九、五〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和七年九月五日から同年十

月三日までの間

六〇一九 金武レッド・ビーチ 沖縄県国頭郡金武町 国有
土地…約二、七〇〇平方メートル

訓練場 民有
土地…約四、四〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和七年九月五日から同年十

月三日までの間

六〇二〇 金武ブルー・ビーチ 沖縄県国頭郡金武町 国有
土地…約八、〇〇〇平方メートル

訓練場

公有

土地…約一、三〇〇平方メートル

民有

土地…約二四三、〇〇〇平方メートル

水域…約二、八六八、〇〇〇平方メートル

ル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和七年九月五日から同年十

月三日までの間

六〇二二 嘉手納弾薬庫地区

沖縄市、沖縄県中頭 国有

土地…約四、八〇〇平方メートル

郡読谷村、嘉手納町 民有

土地…約六八、〇〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和七年九月五日から同年十

月三日までの間

六〇二八 天願栈橋

うるま市

国有

土地…約五、一〇〇平方メートル

民有

土地…約五、三〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和七年九月五日から同年十

月三日までの間

六〇二九 キャンプ・コートニ うるま市

国有

土地…約六〇平方メートル

ー

民有

土地…約一、七〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和七年九月五日から同年十

月三日までの間

六〇三七 嘉手納飛行場

沖縄市、沖縄県中頭 国有

土地…約五、二〇〇平方メートル

郡嘉手納町

公有

土地…約一、三〇〇平方メートル

民有

土地…約七〇、〇〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和七年九月五日から同年十月三日までの間

六〇四四 キャンプ瑞慶覧 宜野湾市、沖縄県中 国有 土地…約三、五〇〇平方メートル

頭郡北谷町、北中城 民有 土地…約三一、〇〇〇平方メートル
村 国有 建物…約一一、〇〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和七年九月五日から同年十月三日までの間

六〇四八 ホワイト・ビーチ地 うるま市 国有 土地…約六、〇〇〇平方メートル
区 民有 土地…約一〇八、〇〇〇平方メートル

水域…約三九、三二八、〇〇〇平方メートル
トル

国有 工作物…橋梁

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和七年九月五日から同年十月三日までの間

六〇五六 牧港補給地区

浦添市

国有 土地…約二、八〇〇平方メートル

公有 土地…約二、〇〇〇平方メートル

民有 土地…約二三、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約二三、〇〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和七年九月五日から同年十月三日までの間

六〇六四 那覇港湾施設

那覇市

国有 土地…約一四、〇〇〇平方メートル

公有 土地…約七、七〇〇平方メートル

民有 土地…約五九、〇〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和七年九月五日から同年十月三日までの間

六〇七七 鳥島射爆撃場 公有

土地…約三九、〇〇〇平方メートル

町 訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和七年九月五日から同年十月三日までの間

六〇七八 出砂島射爆撃場 公有

土地…約二四五、〇〇〇平方メートル

村 訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和七年九月五日から同年十月三日までの間

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
------	-----	------	------	----

二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	土地…約七、〇〇〇平方メートル
------	-------	-----	----	-----------------

建物…約四、八〇〇平方メートル

工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和七年九月二十五日から同年十月

十日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

航空自衛隊三沢基地の施設の一部を、地

位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及

び区域として提供する。提供期間中は、

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

公有

地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約一八〇平方メートル

工作物…舗床等

工事用地として追加提供する。

使用期間…日米合同委員会の承認の日か

ら令和九年六月三十日までの間

建物…約二〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和七年九月十五日から同月十九日

までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

五一二二 築城飛行場

春日市

国有

航空自衛隊春日基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

国有 土地…約一、三〇〇平方メートル

民有 土地…約七、一〇〇平方メートル

国有 建物…約二、六〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和七年九月十六日から同月二十二日までの間

航空自衛隊那覇基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及

び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

国有 土地…約二、六〇〇平方メートル

民有 土地…約七〇平方メートル

国有 建物…約二、六〇〇平方メートル

国有 工作物…舗床等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和七年九月五日から同年十月三日までの間

陸上自衛隊那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される

沖縄県八重山郡与那公

土地…約五、九〇〇平方メートル

国町

民有

土地…約一、三〇〇平方メートル

国有

建物…約一、三〇〇平方メートル

国有

工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和七年九月十二日から同年

十月三日までの間

陸上自衛隊与那国駐屯地の施設の一部を

、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施

設及び区域として提供する。提供期間中

は、地位協定の関連ある条項が適用され

る。

六〇九四 南那覇駐屯地

那覇市

国有

建物…約一、五〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和七年九月五日から同年十月三日までの間

陸上自衛隊南那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇九五 石垣駐屯地

石垣市

国有

土地…約四、四〇〇平方メートル

建物…約一、八〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和七年九月十二日から同年十月三日までの間

陸上自衛隊石垣駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三一九三	浜松飛行場	浜松市	国有	土地…約六〇〇、〇〇〇平方メートル 建物…約二三〇平方メートル

工作物…門等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和七年九月十五日から同月十九日
までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

航空自衛隊浜松基地の施設の一部を、地
位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及
び区域として提供する。提供期間中は、
地位協定の関連ある条項が適用される。